

春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例及び春日部市市営住宅条例の一部を改正する条例

目次

第1章 厚生福祉（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 厚生福祉

（春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部改正）

第1条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成19年条例第33号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第24条</u> の規定に基づき、障害者、障害者を扶養する者及び介護者（以下「障害者等」という。）並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第21条</u> の規定に基づき、障害者、障害者を扶養する者及び介護者（以下「障害者等」という。）並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

第2章 建設

（春日部市市営住宅条例の一部改正）

第2条 春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（入居者の資格） 第6条 （1） イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第</u>	（入居者の資格） 第6条 （1） イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号） <u>第</u>

2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じそれぞれ次に定める程度であるもの

2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じそれぞれ次に定める程度であるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。